

会議の開催結果について

- 1 会議名 令和6年度第1回上尾市国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和6年7月11日(木)
午前・午後 1時30分から
- 3 開催場所 上尾市役所議会棟4階 全員協議会室
- 4 会議の議題
 - (1) (諮問事項) 上尾市国民健康保険税の税率等の改定について
 - ①国民健康保険税賦課限度額の改定について
 - ②国民健康保険税税率の改定について
 - (2) 上尾市国民健康保険税条例の改正(軽減判定所得の拡大)について
 - (3) その他
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由 _____
- 7 傍聴者数 1人
- 8 問い合わせ先 市民生活部 保険年金課(担当課)

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回上尾市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和6年7月11日午後1時30分から午後2時24分まで	
開催場所	上尾市役所議会棟4階 全員協議会室	
議長(委員長・会長氏名)	会長 大室 尚	
出席者(委員)氏名	別紙のとおり	
欠席者(委員)氏名	別紙のとおり	
事務局(庶務担当)	市民生活部保険年金課	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) (諮問事項) 上尾市国民健康保険税の税率等の改定について ①国民健康保険税賦課限度額の改定について ②国民健康保険税税率の改定について (2) 上尾市国民健康保険税条例の改正 (軽減判定所得の拡大) について (3) その他	別添議事録のとおり
議 事 の 経 過	別添議事録のとおり	
会 議 資 料	別添のとおり	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令 和 6 年 8 月 22 日 議長(委員長・会長)の署名 <u> 大室 尚 </u>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	別添議事録のとおり

選出	氏名	第1回 7月11日(木)
被保険者を代表する委員	宮島 孝夫	-
	若生 恵子	○
	佐々木 典子	○
	山内 和子	○
	塚田 日出造	○
	大山 雄二	×
保険医・薬剤師を代表する委員	伊波 潔	×
	今村 恵一郎	×
	上野 聡一郎	○
	石原 純	○
	齋藤 和宏	×
	藤井 由実子	○
公益を代表する委員	黒須 喜美雄	○
	津田 ひとみ	○
	小高 進	○
	轟 信一	○
	大室 尚	○
	矢口 豊人	○
被用者保険等保険者を代表する委員	山本 広道	○
	中村 昭彦	○
	近藤 友恵	○

○：出席 ×：欠席

令和6年度
第1回上尾市国民健康保険運営協議会
議事録

令和6年7月11日

開会 午後1時30分

(司会) 関田課長：では、定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、上尾市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日、進行役を務めさせていただきます、保険年金課長の関田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、上尾市国民健康保険に関する規則第4条第2項の規定により、定数の半数以上の委員にご出席いただいておりますので、本日の会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

また、本年5月に被保険者を代表する委員の 宮島 孝夫様のご逝去されましたことをご報告いたします。なお、宮島様の席につきましては、現委員の任期が今年の12月までであり、それまでの開催回数が1回ないし2回であることから、これから募集をかけることはせず、現委員の任期内は空席とさせていただくこととしました。宮島様におかれましては、これまで上尾市の国民健康保険運営にご協力いただきましたことに心より感謝申し上げますとともに、つつしんでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、次第に従いまして、開会のことばを、畑市民生活部長より申し上げます。

畑市民生活部長：あらためまして、皆様こんにちは。今年4月から市民生活部長になりました畑と申します。本日は大変蒸し暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ただ今より「令和6年度第1回上尾市国民健康保険運営協議会」を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) 関田課長：次に、本運営協議会の大室会長よりごあいさつをお願いいたします。

大室会長：あらためまして、皆様、こんにちは。本運営協議会会長を仰せつかっている大室でございます。

本日、委員の皆様には、大変お忙しいなか、また、お暑いなか、今年度第1回目となります運営協議会にご出席賜りまして、ありがとうございます。

さて、本日の協議会は、主に畠山市長からの諮問に関する議事となり、国民健康保険税の改定に関する事項についてご審議をいただくこととなっております。私も、上尾市国民健康保険運営協議会の会長として埼玉県国民健康保険関係の様々な会議に出席しておりますが、高齢化による医療費の増加や、財政基盤の見直しなど、国民健康保険をとりまく環境は、大変厳しいものとなっていることを感じております。

これから事務局より説明がありますが、埼玉県においては、令和9年度に控えた「保険税水準の準統一」に向けて、県内の自治体が一丸となって、国民健康保険の制度改革に取り組んでいる状況であり、本日の審議も、これに大きく関わる重要事項となります。説明にご不明な点やご意見などがございましたら、積極的にご発言いただき、本日の審議が有意義なものとなるよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

夏本番を迎え、今週末には、JR上尾駅を中心とした「上尾夏まつり」が盛大に開催されます。これから益々、暑くなりますが、委員の皆様には、このような祭りなどもお

楽しみいただきながら、元気に夏を乗り切っていただき、国民健康保険制度のさらなる充実のため、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げるとともに、本日の協議会が円滑に進行できますようご協力を賜りまして、あいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(司会) 関田課長：ありがとうございます。続きまして、本日、畠山市長より、本協議会あてに「上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」諮問がございます。なお、諮問の詳細につきましては、このあとの議事の中で事務局よりご説明させていただきます。それでは、大室会長、畠山市長は会場中央をお願いいたします。

(市長) 畠山市長：「令和7年度以降の上尾市国民健康保険税の賦課限度額、及び税率の改定について」諮問させていただきます。

賦課限度額については、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和6年3月30日に公布され、国が定める国民健康保険税の賦課限度額のうち、後期高齢者支援金分が22万円から24万円に見直しされたことに伴い、令和7年度から法定の賦課限度額のとおり改定してよいか伺います。

税率の改定については、貴運営協議会からの、令和5年10月17日付、上国運第9号の「令和6年度に税率改正を行うこと、また保険税水準の準統一に向けて、令和6年度、令和7年度、令和8年度の各年度において、段階的に保険税率を改正することが適当である」旨の答申に基づき、令和7年度以降の上尾市国民健康保険税の税率の改定について、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

以上、貴協議会に諮問し、答申を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

畠山市長から大室会長に「諮問書」を手渡し

(司会) 関田課長：ありがとうございます。「諮問書」につきましては、議事に入ります前に「写し」を配布させていただきます。続いて、畠山市長よりごあいさつを申し上げます。畠山市長、よろしく願いいたします。

(市長) 畠山市長：皆様こんにちは。市長の畠山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しい中、「令和6年度第1回上尾市国民健康保険運営協議会」にご出席を賜りましたこと、心から感謝申し上げます。

さて、先ほど大室会長に諮問書をお渡ししましたが、国民健康保険の運営は、上尾市だけでなく、県内全体で大きな変革の時を迎えております。

埼玉県では、昨年12月に第3期埼玉県国民健康保険運営方針を策定し、令和9年度には県内の保険税水準の準統一を、令和12年度には完全統一を目標に準備を進めており、法定外繰入の解消や、医療費の適正化など、具体的な取り組みを、市町村には強く

求められています。

運営協議会は、国民健康保険の事業運営に関する事項をご審議いただく、とても重要な諮問機関ですので、どうか本日の審議が有意義なものとなるよう、委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

上尾市では、健康で活力に満ちた、みんなが輝き発展しつづけるまちを築くため、「上尾市スポーツ健康都市宣言」を宣言しており、「フレイル予防事業」や、各種健診でポイントを集め景品が当たる「あぴぼチャレンジ」などの取り組みを行っております。

また、今月から新たに「健康ポイントアプリ あげお健康プラス」を開始しました。これは、「歩く」だけでなく、体組成の測定や市イベントへの参加などでポイントが貯まり、手軽に楽しく、継続的に健康づくりに取り組めるという事業でございます。

市民の健康寿命を延伸する取り組みは、上尾市にとって大変重要な施策ですので、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、引き続き国民健康保険の安定的な運用と健康施策の推進に取り組んでまいりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

結びになりますが、委員の皆様のご活躍と、ご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、運営協議会開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

(司会) 関田課長：ありがとうございました。市長は公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきます。

畠山市長退席

(司会) 関田課長：ここで、諮問書の写しを配布させていただきます。

事務局から諮問書の写しを配布

(司会) 関田課長：本日の議事に関する資料はすべてお席に配布しております。お時間の都合上、資料の確認は行いませんが、万が一、不足等がございましたら、その都度、挙手にてお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

上尾市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により、本協議会の会長が議長になることとなっておりますので、大室会長に議長をお願いいたします。

大室会長、よろしくをお願いいたします。

(議長) 大室会長：本日の議長を務めます、会長の大室でございます。スムーズに議事が進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に事務局に確認いたします。本日傍聴者はございますか。

池田主査：1名いらっしゃいます。

(議長) 大室会長：議事に入る前に委員の皆様にお伺いをいたします。ただいま傍聴希望者がおりますが、これを許可することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

(議長) 大室会長：それでは、入場許可をおねがいします。

それでは次に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。若生 恵子委員、津田ひとみ委員、以上、2名を指名いたします。どうぞよろしくお願ひします。

なお、発言される委員の方は、挙手にてお願ひします。また、お手元のマイクのボタンを押してから発言していただきますよう、併せてお願ひ申し上げます。

それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

それではまず始めに、議事の1番目、「諮問事項であります上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」は、1点目の「国民健康保険税賦課限度額の改定について」と、2点目の「国民健康保険税税率の改定について」大きく二つに分かれております。内容が異なることから、これらを分けて審議いただきたいと思ひます。まずはじめに、1点目の「国民健康保険税賦課限度額の改定について」事務局から説明をお願ひします。

(事務局) 市村主幹：保険年金課の市村と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

議事1-① 国民健康保険税賦課限度額の改定について、説明させていただきます。議事の1番目、「上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」につきましても、先ほどの畠山市長からの諮問事項となりますが、内容が、賦課限度額の改定と、税率の改定に大きく分かれていることから、それぞれご説明させていただきます。

内容の説明に先立ちまして、賦課限度額改定、税率改定ともに共通となる改定の流れについて、説明させていただきます。

お手数ですが、資料1「上尾市国民健康保険税の税率等の改定について」の1ページをご覧ください。

運営協議会では、本日の第1回目を含め、3回のご審議を予定しております。内容につきましては、本日、賦課限度額と税率改定についてご審議いただき、税率改定について継続的な審議が必要となった場合は次回に持ち越し、最後に答申内容についてご審議をいただく予定でございます。答申内容が決定しましたら、大室会長より、畠山市長に答申をいただき、この答申を基に、上尾市として最終的な改定案を決定し、12月定例市議会に提出いたします。

議会での審議ののち、改定案が議決されれば、令和7年4月1日付にて条例が施行されます。加入者の皆様には、なるべく早期に広報あげおや上尾市のホームページ等で、税率等が改定される旨の周知を行う予定でございます。

なお、今回ご審議いただく改定については、令和7年度からのものとなりますので、

実際に課税され、通知が加入者のお手元に届くのは来年の7月上旬となります。

それでは、1点目の賦課限度額の改定についてご説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。

国民健康保険税の賦課限度額につきましては、昨年度の第1回運営協議会においてもご審議いただきましたが、あらためて詳細をご説明させていただきます。

国民健康保険税には、加入者自身に掛かる医療費の受益や納付意欲に与える影響などを考慮するため、年税額の上限を定める法定の賦課限度額が設けられており、国が随時、見直し行っています。

2ページ上部をご覧ください。

賦課限度額の設定については、現在、県内の各市町村が定めておりますが、「埼玉県国民健康保険運営方針」において、全ての市町村が法定限度額とすると規定されたことから、上尾市においては、法定限度額が改定された年に運営協議会にお諮りし、翌年度から引き上げを行っている状況でございます。

2ページの左上の表をご覧ください。

今回の改定は、令和6年3月30日付で、「地方税法施行令」が改正されたことに伴うもので、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者の医療を支える「支援分」、介護保険制度を支えるための「介護分」にそれぞれに設定される限度額のうち、「支援分」を22万円から24万円に引き上げ、合計で104万円から106万円へとあらためるものでございます。

改定の影響につきましては、来年度、税率の改定を予定していることから、現時点では正確な数字は申し上げられませんが、世帯主の給与収入で暮らす三世帯なら、年収1,100万円で限度額に達する見込みです。また、現行の令和6年度当初課税の状況では、約338世帯、全体の約1.2%が賦課限度額の該当世帯となっております。

左下の表をご覧ください。

賦課限度額の推移につきましては、先ほどもご説明しました通り、上尾市においては、法定限度額を追いかけるように翌年度改定しており、令和5年度に合計99万円から102万円に3万円を、令和6年度にさらに2万円引き上げ104万円となり、3年連続での改定となるものでございます。

続いて、右側の表をご覧ください。県内の状況でございますが、現時点では、限度額102万円は三郷市のみで、104万円となっている自治体は、上尾市を含め36自治体であり、いずれも来年度からの引上げを予定しております。また、今年度すでに106万円となっている26自治体は、地方税法施行令の改正と同時に条例改正を行い、後ほど運営協議会や議会に報告しているものと推察されます。

なお、今回の改定案には含んでおりませんが、県の運営方針では、遅くとも令和9年度の準統一から、この賦課限度額への引き上げを地方税法施行令改正の翌年ではなく、その施行された日から適用することとされています。上尾市においても令和8年度もしくは9年度に、先行して引き上げを行っている26自治体と同様に、その4月から改定する必要がございます。

賦課限度額の改定に関する説明は、以上です。

(議長) 大室会長：ひと通り説明が終わりました。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様より、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

(議長) 大室会長：質問はありませんか。

特に意見・質問などなし

(議長) 大室会長：特に質問がないようですので、ここで、運営協議会としての意見をとりまとめさせていただきます。

議事1番目、ただいま説明がありました1点目「国民健康保険税賦課限度額の改定について」、市長から諮問のありました通り、令和7年度より、法定の賦課限度額の改定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

【採決】

(議長) 大室会長：挙手全員であります。よって、本件については、諮問書のとおり、法定の賦課限度額に改定することが適当である旨を答申に盛り込むことといたします。なお、本件につきまして、答申に盛り込むべき付帯意見などはございませんでしょうか。

特に意見・質問などなし

(議長) 大室会長：特にご意見はないようですので、進めさせていただきます。なお、答申書の文言につきましては、諮問事項の審議がすべて終了いたしましたから事務局にて整理していただき、他の審議事項と合わせてご意見を伺いますのでご了承ください。続いて、議事1番目の2点目となります「国民健康保険税税率の改定について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 市村主幹：続きまして、議事1の2点目、「国民健康保険税税率の改定について」ご説明させていただきます。

本日の運営協議会では、主に令和7年度以降の税率をどのように改定していくかご審議いただくわけですが、昨年度、税率改正について審議していただいた内容を振り返り、制度の概要や県内の状況などをご説明させていただいたあと、具体的な事務局案をお示しいたします。

資料3ページをご覧ください。

昨年、令和5年度の運営協議会での諮問事項「令和6年度以降の上尾市国民健康保険税の賦課限度額、及び税率の改定について」をご審議いただき、「令和6年度、令和7年度、令和8年度の各年度において、急激な引き上げとならないよう留意しながら、段階

的に税率を改定することが適当である」との答申をいただきました。

4ページ下段の表、右側をご覧ください。

答申を受けて、今年度、所得割の後期高齢者支援分を0.4%、均等割の医療分を3,000円、支援分を2,000円、計5,000円引き上げております。

以上が昨年度にご審議いただいた概要となります。

ここからは昨年から状況が変わった点について、ご説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

昨年度は、令和2年12月に策定された上段の「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、ご説明申し上げ、ご審議いただきましたが、その後、令和5年12月に「第3期運営方針」が策定されました。その結果、埼玉県の国民健康保険財政について、第2期運営方針の想定以上の歳出超過が見込まれることが判明いたしました。

5ページ中ほどの囲み「第2期運営方針の今後の見通し」の中で赤字の部分「令和8年度の歳出超過が263億円に拡大」となっております。

資料6ページ上段のグラフがその見通しを表したもので、上の実線が医療費などの歳出、下の破線が国民健康保険税などの歳入を示しております。団塊の世代の後期高齢者医療への移行とともに加入者数は減少し、歳入である保険税と歳出である保険給付費がそれぞれ減少することより、グラフは右下がりの平行線に近いものですが、徐々に歳入と歳出の差が開き、右端の令和8年度の収支差を263億円と見込んでおりました。

しかし、5ページに戻りまして、下段の囲みの部分になりますが、昨年策定されました第3期運営方針では、赤字の部分にありますように、令和8年度から歳出は増加に転じるとの見通しが示されました。

6ページの下段のグラフは、第3期運営方針のものですが、保険料収入は令和7年度まで減少し、その後は横ばいになるものの、保険給付費はほとんど下がらず、令和8年度から増加に転じて、令和8年度の収支差を335億円とし、最後の令和11年には収支差は553億に達する見込みとなっております。

次に、キーワードとなる「標準保険税率」という言葉について、その意味をあらためて確認しておきたいと思っております。

資料7ページ上段をご覧ください。

昨年度の第1回協議会での標準保険税率の説明を簡単にまとめますと、国民健康保険は、加入者が支払う国民健康保険税を原資とした「国民健康保険特別会計」の中で運営されますが、歳入に対し保険給付である歳出が超過、いわゆる赤字であり、国民健康保険加入者以外の市民も納めている一般会計から法定外繰入金として補填しております。

国民健康保険の脆弱な財政を改善するため、平成30年度に財政運営の主体が県となり、市は、国民健康保険税をもとに、県が決定した「事業費納付金」を納め、代わりに医療費の支払いに充てる「普通交付金」を受け取る仕組みとなりました。

県は、この「事業費納付金」を納めるために必要となる税率を算定し、市町村ごとの「標準保険税率」を毎年度、提示いたします。市町村はこの「標準保険税率」を目指して、税率を定めることとなります。

「標準保険税率」は、言い換えればこの税率であれば赤字にならないという理論値で

あり、法定外繰入が続く上尾市においては、令和8年度には「標準保険税率」と同等の税率を目指す必要がございます。

7ページの下段をご覧ください。令和2年度からの上尾市の標準保険税率の推移を示した表になります。

令和6年1月に、表の右端にごございます、令和6年度の市町村標準保険税率が示され、令和5年度と比較して所得割の合計が0.58%増の12.47%、均等割の合計が2,013円増の76,255円とされました。

昨年度の税率改定の審議では、令和5年度の標準保険税率である所得割合計11.89%、均等割合計74,242円に向けて令和6年度から8年度までの3年間でどのように上げるかをご審議いただき、結果、所得割が0.4%、均等割が5千円の引き上げとなりました。しかし、令和6年度の標準保険税率も上昇してしまったため、実際の税率との乖離は、所得割で1.17%、均等割で17,255円となっております。

先ほどの6ページの県が推計した単年度収支のグラフでご覧いただいたとおり、今後、保険給付費の支出は増える見込みですので、それに伴い標準保険税率も年々上昇することが予想されます。令和8年度の目標を令和6年度の標準保険税率としても追いつくことはできないため、令和8年度の標準保険税率の予想を立て、追いつくべく具体的な税率改定案をお示しさせていただきます。

資料8ページをご覧ください。

上段は案1としまして、令和4年度から6年度までの過去3年の標準保険税率から令和8年度の数値を予測し、それを目標に2年間で上げていく案になります。1年あたり所得割を0.9%、均等割を10,000円ずつ上げていく案となります。

合わせて7ページの標準保険税率の表をご覧ください。

案1の特徴としまして、標準保険税率の介護分が、令和3年度に2.05%から2.69%へと伸びた後、令和4年度以降に減少していることから、直近3年間の平均とした場合、介護分の伸びがほとんどなく、医療分及び支援分に伸びが集中します。

8ページ下段は案2としまして、令和2年度から6年度までの過去5年の標準保険税率から令和8年度の数値を予測した案となります。1年あたり所得割を1.0%、均等割を11,000円ずつ上げていく案となります。

案2の特徴としまして、案1の介護分が伸びないということがなく、医療分、支援分、介護分が均等に伸びていく形になります。

ここで、A3版の資料1-2をご覧ください。

こちらは加入世帯をモデルケース別に分け、令和7年度の税額を一覧にしたものがございます。

上から順番に令和6年度の現行税率、真ん中が案1の税率、一番下が案2の税率となっております。各表の下にあるカッコ内に実際に増加する金額を示しております。

また、左側からケース1としまして高齢者単身世帯、ケース2としまして現役世代単身世帯、ケース3としまして高齢者二人世帯、ケース4としまして現役子育て世帯となっております。

特徴としましては、ケース2の現役世代単身者とケース4の子育て世帯では案1より

案2のほうが負担が多く、逆にケース1の高齢者単身世帯とケース3の高齢者二世帯では案2より案1のほうが負担が多くなります。

これは、案1が案2と比べて介護分が低く抑えられ医療分と支援分がやや高めとなっているためでございます。介護分は40歳から64歳までの加入者に賦課されることから65歳以上で介護分がかからない高齢者の場合には、案1のほうがやや負担が多くなります。

以上の2案が事務局からのご提案となります。いずれにいたしましても、昨年度審議いただき決定した税率引き上げの約2倍となる厳しい案となりますが、令和8年度までの赤字解消、令和9年度からの「準統一」は全県での統一した目標であり、これに向けた改定は避けて通れないものとなります。大変、難しい内容となりますが、委員の皆様には、事情をお汲み取りいただき、慎重なるご審議をいただきますようお願い申し上げます。

大変、長くなりましたが、説明は以上でございます。

(議長) 大室会長：説明がひと通り終わりました。委員の皆様から、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(議長) 大室会長：山本委員どうぞ。

山本委員：山本でございます。歳入に関することなんですけれども、先ほどのご説明の中では、加入者の後期高齢者制度への移行に伴って、加入者が減少するとご説明いただきましたが、そのほかに被用者保険の適用拡大などによって、いままでも国民健康保険加入者の方達が被用者保険に移行していったということがあるが、その辺の将来的なところというか、もうひと段落ついたという認識でいいか、見解をお伺いしたい。

(議長) 大室会長：関田課長どうぞ。

(事務局) 関田課長：今お話しいただきました被用者保険への適用拡大のほうにつきましては、ひと段落して、その影響はあまり出ないと考えております。繰り返しになりますが後期高齢者への移行に関しまして令和5年から6年にかけて年間で2千5百人ぐらいずつ減少しております、そういった方向で被保険者数が減っていくというのが大きな原因となっていると考えております。

(議長) 大室会長：ほかにご質問ご意見いかがでしょうか。中村委員どうぞ。

中村委員：中村でございます。ご説明ありがとうございます。質問としまして、令和7年度の税率を案1、案2でお示しいただいているんですけど、この中で昨年議論した内容に対して増加しなくてはいけないというのは理解しているんですけど、その増加のさせ方というところを考えると、医療分と支援分と介護分の割合を変えて案を作られてい

と思うんですが、実態として介護の率としては、案1は2.1%、案2は2.4%となっていますが、実際にかかっている費用として捉えたときに介護のほうを上げないと賄えないものなのか、それともどのようにバランスをとるべきなのか自分でも理解しきれないところなんです、どのようにバランスをとって率の案を作られたかというところを説明していただけませんか。

(議長) 大室会長：関田課長どうぞ。

(事務局) 関田課長：この率の出し方としては、7ページにございました標準保険税率の推移から、医療分、支援分、介護分をそれぞれ、上昇率を計算して出しております。ですので全体でバランスを取りながらということではなく、単純に各項目ごとに計算して出している数字となっております。

それと、先ほど2千5百人ほど減っておりますとご説明した際、「令和5年から6年にかけて」と申し上げましたが、「令和4年から5年にかけて」の誤りです。お詫びして訂正させていただきます。以上です。

(議長) 大室会長：中村委員どうぞ。

中村委員：ありがとうございます。今ので理解できました。トータルでバランスをとっているのではなく、それぞれに分けて適切な率を算出したということで理解できました。ありがとうございます。

(議長) 大室会長：ほかにご質問等ございますか。

特にないようでしたら、案1か案2のいずれかに意見を集約してまとめさせていただければと思うのですが、ご異議ございませんか。

特に異議なし

(議長) 大室会長：それでは、運営協議会として諮問を出された意見を取りまとめさせていただきますと思います。

議事1番目の2点目、「国民健康保険税税率の改定について」は、事務局案の案1、案2の中から、多数決にて採決を行わせていただきたいと思います。こちらでご異議はございませんか。

それでは、ご異議ないようですので、事務局案の中から採決をとらせていただきたいと思います。

それでは、「案1」にすべきという委員の皆様は挙手をお願いします。

続いて、「案2」にすべきという委員の挙手をお願いします。

【事務局が人数確認】 →結果を会長に報告

(議長) 大室会長：ただいまの裁決の結果をご報告いたします。

「案1」が 3人

「案2」が 12人 となりました。

よって、審議の結果、「案2」を採択することといたします。

なお、本件について、答申に盛り込むべき付帯意見などはございますか。

特にご意見はないようですので、答申書の文言については、先ほどの賦課限度額と合わせて事務局にて整理していただき、後ほど、委員の皆様のご意見を伺いますのでご了承ください。

議事1につきましては、審議尽くされて終わりました。

それでは、続きまして、議事の2番目「上尾市国民健康保険税の軽減判定所得の拡大について」、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 本間主査：保険年金課の本間と申します。よろしく申し上げます。

議事の2点目、「上尾市国民健康保険税の軽減判定所得の拡大について」ご説明させていただきます。

お手数ですが、お手元の資料2をご覧ください。

今回の軽減判定所得の拡大は、最近の物価高騰の経済動向を踏まえ、国が判定所得の見直しを行い、令和6年3月30日付で、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、上尾市国民健康保険税条例を改正したことをご報告するものでございます。

昨年も同様の改定がございましたので、ご記憶の委員さんもいらっしゃると思いますが、現在、国民健康保険加入世帯のうち、総所得金額が一定基準以下の低所得世帯を対象に、所得に応じて均等割額の7割、5割、2割を軽減する法定の制度がございます。

今回の改正では、軽減割合の判定を行う所得の基準金額のうち、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減では29万円から29万5千円に、2割軽減では53万5千円から54万5千円にそれぞれ引き上げ、対象世帯を拡大したものとなります。

なお、7割軽減につきましては、判定所得が基礎控除額の43万円となっており、被保険者に乗すべき金額の設定がないため変更はございません。

議事2についてのご説明は以上でございます。

(議長) 大室会長：議事2については、国の地方税法の改正に伴う報告事項とのことです。ただいまの説明に特に審議はありませんが、質問等がありましたら受け付けますので挙手をお願いいたします。

特に質疑等はなし

(議長) 大室会長：ないようですので、以上の説明通りの報告とさせていただきます。続きまして、次第の(3)その他につきまして、事務局から何かありましたら説明をお願いします。

(事務局) 市村主幹： その他としまして、「上尾市国民健康保険運営協議会の委員報酬の改定」について、ご説明させていただきます。

お手数ですが、お手元の資料3をご覧ください。

現在、上尾市国民健康保険運営協議会の委員報酬は、年額で会長が5万2,500円、委員が4万6,500円となっております。国民健康保険の財政状況や保健事業など大変重要な事項をご審議いただくことに対し、それに見合う報酬をお支払いすることは当然ではございますが、現在は、委員に任じられますと、会議への出席の有無にかかわらず、先ほどの全額をお支払いすることとなっております。

上尾市のほかの各審議会においては、ほぼすべてが日額での支払いとなっておりますので、それに合わせる形で本協議会の報酬も「来期から」日額での支払いにあらためさせていただきますと考えております。

なお、金額につきましては、上尾市のほかの審議会、他市町村の国民健康保険運営協議会を参考に検討したところ、上尾市では介護保険事業計画等推進委員会など国民健康保険運営協議会と同じような目的、委員構成の審議会が委員長7千円、委員6千円となっており、近隣自治体も同程度の自治体が複数あることから、この運営協議会も会長7千円、委員6千円をお願いしたいと考えております。

委員の皆様のご了解を得られれば、今年12月末で現在の委員任期が満期となり改選を迎えることから、それに先立ち、9月議会に条例の改正を上程する予定でございます。

本日も、国民健康保険税の改定など大変重要なことを審議していただき、誠に心苦しいところではございますが、なにとぞ、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

(議長) 大室会長：ひと通り説明が終わりました。ただいまの事務局からの説明に対して、委員の皆様より、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

特にございませんか。それでは事務局説明のとおり、9月定例会を目途に上程をさせていただきますのでご了承をお願いします。

(議長) 大室会長：続きまして、ほかに、事務局から何か説明ありますか。

(事務局) 市村主幹：はい。2点ございます。1点目は、池田主査から説明をいたします。

(事務局) 池田主査：保険年金課 池田と申します。その他の2番目、データヘルス計画の策定につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料、上尾市国民健康保険 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画) 第4期特定保健指導等実施計画(概要版)をご覧ください。こちら資料4となります。

前回、令和5年度の第4回で概略を説明し、ご意見などをお伺いしましたこのデータヘルス計画ですが、令和6年3月末に策定しましたことをご報告いたします。

あらためまして、概要をご説明しますと、データヘルス計画とは、健康保険組合や市町村国民健康保険がレセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康増進のための事業計画の作成・公表・事業実施・評価等の取り組みを行うものでございます。

本市におきましても、策定された計画に基づき、令和6年度から11年度の間に、特定健康診査の結果やレセプトデータ等の情報を活用して、被保険者の疾患構成や、医療費の現状等を把握し、特にリスクが高い方に特定保健指導事業や糖尿病性腎症重症化予防対策事業、生活習慣病重症化予防事業などに取り組んでまいります。

データヘルス計画の策定につきましては、説明は以上となります。

(議長) 大室会長：関田課長どうぞ。

(事務局) 関田課長：すみません。先ほど山本委員さんから、被用者保険適用拡大の関係のお話がございます。私は、今の段階で適用拡大による影響はひと段落しているとお話しましたが、また今年10月に適用拡大という話も出ている中で、あらためて拡大による来年度以降の影響について注視し、令和8年度の税率改定の際にその内容も踏まえてご相談させていただきたいと考えております。大変失礼しました。以前の拡大については、ひと段落していると認識していましたが、今後また動きがあるということですので、また来年の審議のときにご相談させていただければと思います。以上です。

(議長) 大室会長：山本委員、よろしいでしょうか。

2点目ありますでしょうか。市村主幹どうぞ。

(事務局) 市村主幹：2点目について、次回の運営協議会の予定ですが、本日の審議が採決まで行われましたので8月に予定していました協議会は行わない形で、10月の中旬に開催したいと思っております。準備ができましたら、ご案内の通知を送らせていただきますので、その際はよろしく願いいたします。

(議長) 大室会長：今回は10月の中旬ということでご準備のほどよろしく願いします。

それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。これもちまして、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力いただき、皆様ありがとうございました。

(司会) 関田課長：大室会長、円滑な議事進行をいただきましてありがとうございました。最後に、閉会のことばを矢口会長代理よりお願いいたします。

(会長代理) 矢口会長代理：それでは令和6年度第1回国民健康保険協議会を閉会させていただきます。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

(司会) 関田課長：本日は、長時間にわたり大変お疲れ様でございました。これにて散会とさせていただきます。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

会 長 大室 尚

署名委員 津田 ひとみ

署名委員 若生 恵子